

第4編 保 健

第1章 感染症

ポイント

- ・新型コロナウイルス感染症は、令和4年の年明け以降オミクロン株の影響により感染者数が急増した。感染力が強い一方、重症化率が低いという特性を踏まえ、入院治療の必要な患者への医療提供体制を確保する観点から軽症・無症状者については自宅での健康観察が導入された。
- ・当センターでは、国や県の方針に基づき、疫学調査や検査対象者を縮小し、自宅療養者の健康観察や症状悪化時の受診調整、施設への指導、診療体制整備に向けた連携会議等を行った。コロナ対応は、最優先すべき課題として全所体制で対応した。
- ・感染症法の改正により、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から「5類感染症」に位置づけられた。

1 感染症法の現状

平成19年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下感染症法という）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直し、新たな届出対象疾患の追加が行われた。

平成27年1月に、「鳥インフルエンザ（H7N9）」、「中東呼吸器症候群（MERS）」が二類感染症へ追加された。平成28年から、急性灰白髄炎やデング熱、レジオネラ症、黄熱などについて、感染症法の届出の基準等の一部改正された。

平成29年から、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に新型インフルエンザ等感染症に係る記載が新たに加わった。また、百日咳が五類感染症（全数把握対象疾患）へと改正になった。

全世界的に深刻な問題となっている薬剤耐性について、医療機関や薬局における抗微生物薬の適切な処方を支援することにより、薬剤耐性を抑制することを目的として、平成29年6月1日に厚生労働省において作成された「抗微生物薬適正使用の手引き第一版」が公開された。

令和元年5月1日に感染症法施行規則の一部を改正する省令が交付され、「急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）」が五類感染症に追加された。

令和元年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界中で猛威をふるい、わが国では、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」が指定感染症として位置づけられた。令和3年2月13日に感染症法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症は指定感染症から、「新型インフルエンザ等感染症」に移行、令和5年5月8日からは「5類感染症」に移行した。

2 感染症対策

（1）感染症発生動向調査（感染症サーベイランス事業）の実施

感染症流行予測を行い効果的な予防対策の推進を図るため、管内の小児科2定点医療機関（インフルエンザ3定点医療機関）から週単位・月単位に患者数の報告を受け、県下の集計分析結果を管内市町・医療機関等に広く還元している。（表1）

表1 定点報告患者数

(単位：人)

疾患名	R元		R2		R3		R4		R5	
	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内
インフルエンザ	1,465	12,822	494	4,976	0	0	3	33	1,220	16,787
RSウイルス感染	93	1,241	4	104	348	2,805	121	1065	89	1,513
咽頭結膜熱	67	1,048	43	451	25	424	10	269	245	2,359
A群溶血性レンサ球菌	194	3,090	123	1,572	78	734	24	481	71	2,060
感染性胃腸炎	460	7,599	307	3,823	260	5,161	441	7007	564	6,617
水痘	22	435	7	151	25	135	6	64	13	165
手足口病	446	4,396	4	76	53	173	175	1659	157	1,692
伝染性紅斑	105	931	89	381	-	7	11	37	1	21
突発性発疹	44	484	75	412	107	468	93	358	66	304
百日咳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘルパンギーナ	19	786	14	137	8	332	6	209	88	1,136
流行性耳下腺炎	5	94	4	40	-	32	2	27	1	53

※百日咳は平成30年から全数報告となった。

(2) 感染症発生届出・集団発生報告状況

感染症法第12条に基づき、医師は一類感染症から四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者、五類感染症（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む）と診断した場合は、最寄りの保健所を経由して都道府県知事へ届け出ることが義務付けられている。管内の感染症発生届出件数は表2のとおりである。

届出を受け保健所は、感染症法に基づき、入院勧告、就業制限、消毒命令、接触者の健康診断、二次感染予防の指導を行っている。

社会福祉施設等からの集団発生報告状況は表3のとおりである。集団発生報告を受け、調査により原因や感染経路を究明し、感染拡大を防止するための指導を行っている。

表2 感染症発生届出件数

分類	病名	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
二類	結核	2	6	13	6	5
	新型コロナウイルス感染症※	-	14	181	11,355	-
三類	腸管出血性大腸菌感染症		7			1
	細菌性赤痢					1
四類	レジオネラ症			1	1	3
	日本紅斑熱					1
五類	アメーバ赤痢	1				1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症					
	侵襲性肺炎球菌感染症	5	2	2	1	2
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	1	3		0	4
	梅毒					
	麻しん					
	風しん					
	日本紅斑熱		1			
	後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む）				1	
	水痘				1	1
	百日咳					4

※新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類定点把握疾患となった。

表3 集団発生報告件数

※新型コロナウイルス感染症の集団発生件数は、1施設10名以上又は全利用者の半数以上の報告を計上。

	R元年		R2年		R3年		R4年		R5年	
	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因
高齢者・障がい施設	5	インフルエンザ [*] 4 感染性胃腸炎 1	0		0		25	新型コロナ 23 インフルエンザ [*] 1 感染性胃腸炎 1	21	新型コロナ 18 インフルエンザ [*] 1 感染性胃腸炎 1 感染源不明 1
児童福祉・学校	15	インフルエンザ [*] 10 感染性胃腸炎 5	0		4	RSウイルス 4	15	新型コロナ 3 インフルエンザ [*] 9 感染性胃腸炎 3	12	新型コロナ 3 インフルエンザ [*] 5 感染性胃腸炎 3 手足口病 1
医療機関	1	インフルエンザ [*] 1	0		0		7	新型コロナ 7	6	新型コロナ 5 インフルエンザ [*] 1
その他	1	インフルエンザ [*] 1	0		1	新型コロナ 1	10	新型コロナ 10	0	
合計	22	インフルエンザ [*] 16 感染性胃腸炎 6	0		5	RSウイルス 4 新型コロナ 1	57	新型コロナ 43 インフルエンザ [*] 10 感染性胃腸炎 4	39	新型コロナ 26 インフルエンザ [*] 7 感染性胃腸炎 4 手足口病 1 感染源不明 1

(3) エイズ・肝炎対策

エイズに関する正しい知識の普及啓発とともに HIV 感染者の早期発見およびエイズのまん延防止を図るため、面接や電話による相談指導や HIV 抗体検査を実施している。(表4)

また、平成18年11月からエイズ相談検査日に併せて、B型肝炎・C型肝炎の検査も実施している。(表5)

表4 エイズ相談・抗体検査件数

(単位：件)

年度	R元年	R2	R3	R4	R5
抗体検査件数	17	5	6	4	2

表5 肝炎相談・検査件数

(単位：件)

年度		R元年	R2	R3	R4	R5
B型肝炎	抗原検査件数	15	9	5	6	5
C型肝炎	抗体検査件数	15	9	5	6	2

(4) 福井県肝炎治療特別促進事業

B型肝炎およびC型肝炎は、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療等により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。

平成 20 年 4 月 1 日から「福井県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、肝炎の早期治療の促進、将来の肝硬変・肝がんの予防および肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持・増進を図ることを目的として肝炎治療に係る医療費の助成を開始した。

(表 6)

表 6 肝炎医療費助成受給決定者数の推移 (単位：件)

区分	年度	R 元	R2	R3	R4	R5
インターフェロン治療 (3 剤併用を除く)		-	-	-	-	-
核酸アナログ治療 (新規+更新)		18	10	22	23	23
インターフェロン治療 (3 剤併用療法)		-	-	-	-	-
インターフェロンフリー治療 (新規)		12	9	3	1	4
インターフェロンフリー治療 (再治療)		-	-	-	-	-
合計		30	19	25	24	27

(5) 情報発信

感染症の発生・まん延を防止することを目的とし、平成 17 年度から感染症等情報紙「はっする」を関係機関 (133 機関) に奇数月および臨時に発行し、感染予防対策や発生状況、最新のトピックス等について情報提供をしている。(表 7)

表 7 感染症等情報紙「はっする」発行状況

発行月	内 容
5 月 (第 188 号)	新型コロナウイルス感染症 5 類感染症への移行について
7 月 (第 189 号)	新型コロナウイルス感染症、ダニ媒介感染症、食中毒について
9 月 (第 190 号)	新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザについて
11 月 (第 191 号)	季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、咽頭結膜熱等感染症について
令和 6 年 1 月 (第 192 号)	季節性インフルエンザ、ノロウイルス食中毒について
3 月 (第 193 号)	麻疹 (はしか) について

(6) 感染症普及啓発事業(ライフステージ別感染症教室)

ライフステージ別感染症教室として研修会・出前講座等を開催し、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っている。(表 8)

表 8 ライフステージ別感染症教室

開催日	内 容	参加者
8 月 3 日	◆出前講座 講義・演習「ノロウイルス対策・嘔吐物処理について」 講師：若狭健康福祉センター職員	従業員 計 57 名
11 月 21 日	◆出前講座 講義・演習「新型コロナウイルス感染症の概要と感染対策」 嘔吐物処理演習 講師：若狭健康福祉センター職員	障がい者施設 職員 計 26 名

(7) 感染症に関する連携会議

健康福祉センターと市町等の関係機関が緊密に連携して、平時および緊急時の感染症対策を円滑に行えるよう連携会議を開催している。(表9)

表9 感染症連携会議開催

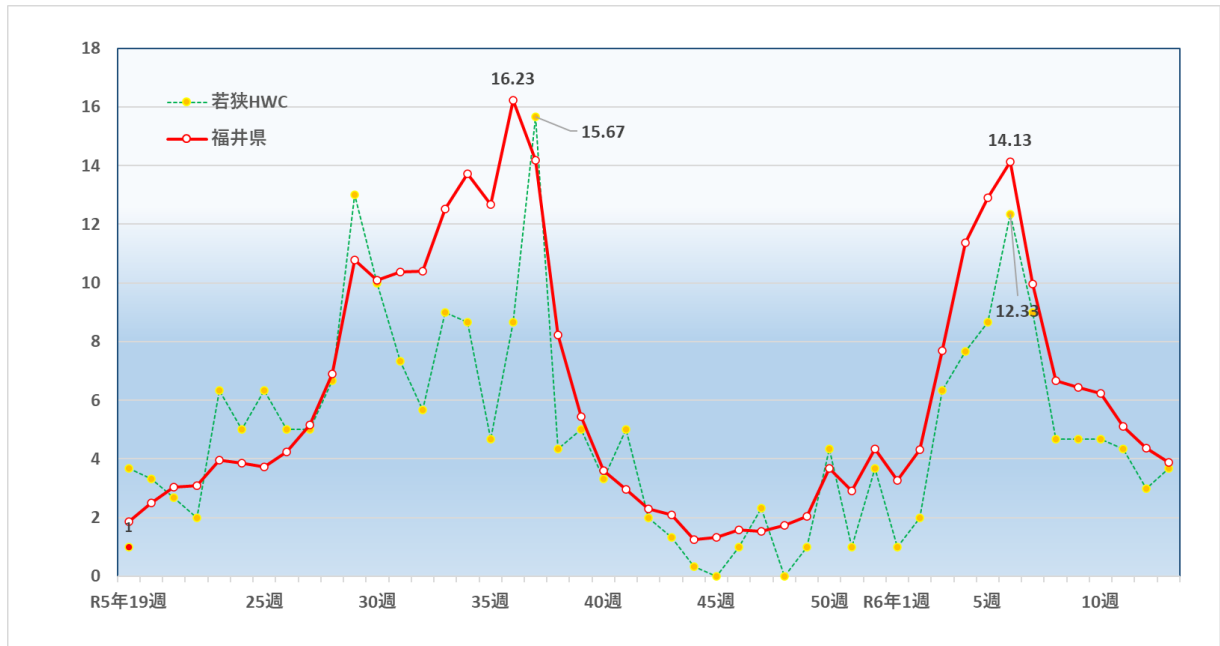
開催日	内 容	参加機関
6月2日	若狭地域 市町との感染症および防疫対策連携会議 1. 新型コロナウイルスに備えた避難所運営について (1)情報提供「新型コロナウイルス感染症の5類移行について 報告者：若狭健康福祉センター 地域保健課員 (2)事前アンケート調査の報告 報告者：管内市町 2. 意見交換（グループワーク）	管内市町（保健・福祉・防災担当課） 14名

(8) 新型コロナウイルス感染症

① 患者の推移

5類への移行後、県内39の定点医療機関からの報告により感染状況の推移を把握した。第36週（R5.9.4）頃をピークに感染者数は減少傾向であったが、第6週（R6.2.5）に再び増加がみられた。

図1 新型コロナウイルス感染症患者の推移



② 5類感染症移行後の医療体制・公費支援・ワクチン接種の対応

感染状況把握	定点医療機関（県内39医療機関）において、年代別陽性者数を週1回把握・公表		
外来・入院医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の医療提供体制 ・医療費は自己負担 		
ワクチン接種		自治体による定期接種	任意接種
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（65歳以上） ・60歳から64歳で基礎疾患ある方（心臓、腎臓または呼吸器の機能障害、HIVによる免疫機能障害） 	接種を希望する方
	費用	原則有料	有料

第2章 結核

ポイント

- ・令和5年に新たに結核患者として登録された者は5人で、そのうち潜在性結核患者数は1人であった。
- ・80歳代が4人、90歳代が1人であり、すべて高齢者であった。

1 結核対策の現状

世界では、総人口の約4分の1が既に結核に感染しており、死亡原因トップ10の1つである。日本でも、1950年代までは「国民病」「亡国病」と恐れられ、50年前までは死亡原因の第1位であった。医療や生活水準の向上により服薬による治療が可能な時代になったが、年間10,000人以上の新しい患者が発生し、1,600人以上が命を落としている日本の主要な感染症である。

欧米の先進国は以前から結核罹患率が人口10万対10以下の低まん延国になっているのに対して、日本は2021年にようやく人口10万人あたり9.2と低まん延国入りを果たした。それでも、11,519人（2021年）の患者が報告されており、欧米の水準に達するには引き続き努力が必要である。

結核登録患者の状況

管内での令和5年の新登録結核患者数は5人であり、すべてが80歳以上の高齢者であった。（表1）

年末時登録者数は表3のとおりである。

表1 令和5年新登録結核患者(活動性・年齢階級別・性別) (単位：人)

種別	肺結核活動性						肺外結核活動性		潜在性結核感染症		合計		
	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性		菌陰性・その他								
年齢別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0～4歳													
5～9歳													
10～14歳													
15～19歳													
20～29歳													
30～39歳													
40～49歳													
50～59歳													
60～69歳													
70～79歳													
80歳～	1		1				1	1		1	4	1	5
計	1		1				1	1		1	4	1	5

表2 新登録結核患者の推移（市町別）

（単位：人）

市町名	年	R元	R2	R3	R4	R5
小浜市		1	2	4	1	3
高浜町		1	2	3	1	1
おおい町		0	1	6	1	1
若狭町		0	1	0	3	0
管内		2	6	13	6	5
県内		91	86	79	42	42
全国		22,144	18,314	11,519	10,235	10,096

（潜在性結核感染症患者を含む）

表3 結核患者の年末現在登録者数

（単位：人）

年		R元	R2	R3	R4	R5
総数		6	10	10	12	5
肺結核 活動性	喀痰塗抹陽性	3	1	1	4	1
	その他の結核菌陽性	0	1	1	3	1
	菌陰性・その他	0	1	0	0	0
肺外結核活動性		2	0	0	2	2
不活動性結核		0	6	5	0	0
活動性不明		0	0	0	0	0
潜在性結核感染症		0	1	3	3	1

2 結核対策事業

（1）結核健康診断

① 定期健康診断

定期の健康診断は事業所・学校・施設においてはその長が、それ以外の一般住民については市町村長が実施義務者となって行われる。対象者は、患者接触者以外で結核罹患率の高い人々（高齢などのハイリスク者）、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある職業従事者（医療従事者、教育関係者等）、高校生以上の学校入学者である。

当センターでは、管内における健康診断の実施状況を把握し、結核予防に努めている。（表4）

表4 令和5年度定期健康診断実施状況

区分	対象施設数	対象者数	実施者数	実施率	患者発見数
事業者	67	2,729	2,728	100	0
学校長	5	487	486	99.8	0
施設長	9	405	405	100	0
市町村長	4	19,918	3,891	19.5	0

② 接触者健診、精密検査（管理検診）

接触者健診は患者家族およびその他の接触者の感染や発病の有無を確認するため、また感染源の調査のために実施している。令和5年度の接触者健診の実施件数（延べ）13件であった。

精密検査（管理検診）は結核患者の治療終了後2年間、結核の再発早期発見のため実

施している。令和5年度の精密検査の実施件数（延べ）は12件であった。

また、平成23年度から接触者健診、精密検査の一部外部委託が開始された。

令和5年度は胸部X線検査13件（うち接触者健診1件、精密検査12件）、ツベルクリン反応検査0件、IGRA検査3件を医療機関に委託し実施した。（表5）

※委託医療機関： 杉田玄白記念公立小浜病院
独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院
おおい町保健・医療・福祉総合施設診療所
しんたにクリニック

表5 令和5年度 接触者健診、精密検査の実施件数 (単位：延べ件)

種別 区分	ツベルクリン反応検査		IGRA 検査		胸部 X 線検査		
	実施場所	保健所	委託 医療機関	保健所	委託 医療機関	保健所	委託 医療機関
接触者健診		0	0	10	3		1
精密検査							12

(2) 新登録結核患者発見方法

発見方法別では、新登録結核患者の5人が医療機関を受診して発見された。接触者健診で発見された潜在性結核感染症患者はいなかった。（表6）

表6 令和5年新登録結核患者（発見方法別） (単位：人)

種別 区分	総数	肺結核活動性				肺外結核 活動性	(別掲) 潜在性 結核感染症
		登録時喀痰 塗沫陽性		その他の 結核菌陽性	菌陰性・ その他		
		初回 治療	再治療				
総数	5	1	0	1	0	2	1
個別健康診断	0	0	0	0	0	0	0
定期健診	0	0	0	0	0	0	0
接触者健診	0	0	0	0	0	0	0
医療機関受診	5	1	0	1	0	2	1

(3) 結核患者訪問指導

登録した患者については、保健師による訪問指導を行っており、令和5年度の訪問指導件数は実人数で7人であった。（表7）

表7 令和5年度結核相談・訪問指導件数 (単位：人)

相 談		訪 問 指 導	
電 話	来 所	訪 問 指 導	
延人数	延人数	実人数	延人数
2	0	7	7

(4) 結核患者地域 DOTS 事業の状況

結核患者の服薬管理を支援することにより、治療中断を防止し治療完了に導き、ひいては結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止する目的で、平成 17 年度から結核患者地域 DOTS 事業を実施している。(表 8)

杉田玄白記念公立小浜病院において毎月一回 DOTS カンファレンスを開催し、医療機関と当センターが情報交換しながら患者の確実な治療を支援している。

表 8 結核患者地域 DOTS 事業実施状況

(単位：人)

	項目別	人数
R5 年度末時点の DOTS 実施者数	院内 DOTS 中	-
	毎日確認	-
	週 1 回確認	-
	2 週間に 1 回確認	1
	月 1 回確認	6

第3章 難病

ポイント

- ・平成27年1月1日から、「難病対策要綱」の改正に伴い、「難病患者の医療等に関する法律（難病法）」が施行され、令和6年4月1日より対象疾患が338疾患から341疾患となった。また、「障害者総合支援法」の対象となる疾病も366疾病から369疾患に拡大し、対象疾患該当者は支援を受けることが可能となった。
- ・難病対策地域協議会では、災害時に備えた避難行動要支援者の情報共有のしくみや個別避難計画の策定について、市町や医療機関、事業所等と現状を共有し課題解決に向けて協議している。

1 難病対策の実施状況

(1) 特定医療費（指定難病）支給認定制度（旧：特定疾患治療研究事業）

平成27年1月1日から難病法の施行に伴い、医療費助成の対象疾患が特定疾患から指定難病に名称変更され、より多種類の難病に対する医療費の公費負担制度が開始された。

（表1）

表1 特定医療費（指定難病）医療受給者（旧：特定疾患医療受給者）状況（単位：人）（R6年3月31日時点）

年度	市町村別	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)	管内
R元		239	66	68	61	434
R2		247	71	71	65	454
R3		269	75	77	66	487
R4		256	71	77	67	472
R5		265	80	75	71	491

(2) 在宅難病患者家庭訪問指導事業

在宅療養中の重症患者やニーズの高い者に対し、当センター職員が家庭訪問して、療養および日常生活にかかわる相談指導や他機関との連絡調整を行い、患者・家族の生活上の悩みごとや疾病に対する不安の軽減を図っている。（表2）

表2 令和5年度在宅難病患者家庭訪問指導状況（単位：人）

疾患名	実人数	延人数
筋萎縮性側索硬化症	2	9
パーキンソン病	2	3
多系統萎縮症	2	2
多発性硬化症/視神経脊髄炎	1	1
悪性関節リウマチ	1	2
潰瘍性大腸炎	1	1
合計	9	18

(3) 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

日常生活全般において介助を必要とする通院困難な患者・家族に対して、専門医・理学療法士等による診療班がセンター職員とともに家庭訪問し、専門的なアドバイスや個々の状況に応じた相談援助を行っている。令和5年度は、筋萎縮性側索硬化症の患者1名に対

して理学療法士と訪問し、歩行器具や療養生活について助言を行った。

本事業は個々の状況に応じた対応ができるため、実際に訪問指導を受けた患者の満足度は高いものの、実施数は少ない。申請時の面接や家庭訪問指導事業を通じて、対象者を適切に選定する必要がある。

(4) 特定疾患患者相談事業

特定医療費（指定難病）患者およびその家族に対し疾病等の不安解消を目的に相談会を開催している。

若狭管内には、患者会がなく同病者と悩みや問題を共有することの効果は大きく、参加者からは継続した開催の希望が多い。患者数の多い疾患を対象に実施しているが、参加者数が少ないため、患者・家族が参加しやすいよう、周知方法や内容等を工夫することが必要である。（表3）

表3 特定疾患患者相談事業の実施状況

開催日	内 容	参加者
令和6年 1月18日 (木)	難病患者・家族対象相談会 ・講座「ステロイド薬についていっしょに学びましょう」 ・交流会 相談員：杉田玄白記念公立小浜病院 薬剤師	11名

(5) 難病対策地域協議会（地域ケアシステム検討会議）

多様化している個々のニーズに対応していけるよう、支援者の気づきや思いを相互に情報共有し、多職種との連携、ネットワークづくり等の在宅医療・療養生活を支えるための支援体制が必要である

令和3年5月に災害対策基本法改正が行われ、市町村に対して個別避難計画の策定が努力義務化された。また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、市町村において支援が必要な難病患者等を把握し、市町村と都道府県等間で情報共有する仕組みを構築するなどの取り組みが必要とされている。そのため、令和4年度は、若狭管内においても市町の作成する個別避難計画が、発災時に有効活用できるように管内関係機関で情報交換を行い、それぞれが役割を意識して発災に備えられるよう協議会を開催した。（表4）

表4 難病対策地域協議会 開催状況

開催日	内 容	参加者
令和6年 3月12日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震災害派遣報告 ・指定難病患者への聞き取り報告 ・市町、関係機関への事前アンケートおよび聞き取り調査結果 <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会、訪問看護ステーションより ○各市町より ・R6年能登半島地震時の対応 ・避難行動要支援者対策の推進状況 4. 意見交換（避難行動要支援者対策について） （個別避難計画の推進、福祉避難所の体制、避難訓練等） <ul style="list-style-type: none"> ○現状の把握 ○問題点と解決策・能登半島地震災害派遣の報告 	31人

(6) 重症難病患者在宅療養支援事業

平成 22 年度から人工呼吸器を装着し、在宅療養を行っている重症難病患者の介護を行う者が、疾病、冠婚葬祭や休養等の理由により、当該患者を在宅において介護することができない場合、一時入院および医療機関または指定訪問事業者が行う長時間訪問看護を支援することにより、患者の安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図ることを目的に実施している。平成 24 年度からは気管切開患者を装着している重症難病患者の介護を行う者も対象となった。令和 5 年度は、利用実績はなかった。

(7) 福井県在宅人工呼吸器使用患者支援事業

福井県に住所を有する指定難病受給者のうち、1 日につき 4 回以上の訪問看護が必要であると医師に認められる患者を対象として、訪問看護ステーション等に必要な費用を交付する（年間 260 回を限度とする）ものである。令和 2 年 3 月末に福井県と管内の訪問看護ステーションで契約が結ばれた。令和 5 年度は、利用実績はなかった。

(8) 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

福井県に住所を有する指定難病受給者のうち、人工呼吸器装着または気管切開を行っている在宅の難病患者に対して、災害発生時の安全確保および適切な避難が図れるよう、災害時個別対策マニュアルの作成を行っている。

令和 5 年度は、利用実績はなかった。

(9) 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業

発災に備え、人工呼吸器の電源を確保するために補助金を交付する事業が令和 2 年 9 月末から開始した。福井県に住所を有しており、24 時間継続して人工呼吸器を使用しながら在宅療養を行っている患者が対象となる。令和 5 年度は、利用実績はなかった。

第4章 精神保健

ポイント

- ・入院患者数、通院患者数ともに横ばいで経過している。
- ・自立支援医療（精神通院医療）受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加している。
- ・当センターへの相談内容は、老人や社会復帰、アルコール等依存症、心の健康相談等様々であり、医療中断者の病状悪化に伴う緊急性の高いもの、家族や周囲への迷惑行為等の問題解決困難な相談も多く見られる。
- ・令和5年は県内、管内ともに自殺死亡数が減少した。

1 精神保健福祉の動向

管内の患者・精神障がい者の状況は以下のとおりである。

最近の市町別入院通院患者の動向としては、入院患者数は180人前後、通院患者数は1,400人前後で推移している。（表1）

自立支援医療（精神通院医療）受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。（表2・3）

表1 市町別入院通院患者数

（単位：人）

種別 市町名	入院患者（令和6年3月末時点の入院患者数）											通院患者 （令和6年3月 1か月間の実人数）				
	合計			措置			医療保護			任意			計	男	女	
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女				
県内	1,671	746	925	3	1	2	1,013	471	542	625	267	358	36,734	16,545	20,189	
小浜市	88	43	45	0	0	0	53	28	25	35	15	20	815	361	454	
高浜町	13	9	4	0	0	0	7	6	1	6	3	3	157	72	85	
おおい町	17	11	6	0	0	0	13	10	3	4	1	3	143	58	85	
若狭町*	59	29	30	0	0	0	33	16	17	26	13	13	473	208	265	
管内	177	92	85	0	0	0	106	60	46	71	32	39	1,588	699	889	
管内	R5年3月	167	82	85	1	1	-	96	49	47	70	32	38	1,428	614	83
	R4年3月	181	82	99	-	-	-	106	49	57	75	33	42	1,468	637	831
	R3年3月	192	86	106	-	-	-	111	49	62	81	37	44	1,332	598	734
	R2年3月	202	97	105	-	-	-	114	52	62	88	45	43	1,469	659	810
	H31年3月	190	85	105	1	1	-	97	45	52	92	39	53	1,424	620	804

*旧三方町を含む。

（福井県障がい福祉課資料より）

表2 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者数の推移（単位：人）

年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5
管内*	684	379	720	671	759
県内	13,099	10,168	14,769	15,043	16,084

*旧三方町を含む。

（福井県障がい福祉課資料より）

※令和2年度の所持者数については、有効期間延長措置を受け、更新手続きを行わなかった者の数を含めない。

表3 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

(単位:人)

市町名	R元	R2	R3	R4	R5	R5 内 訳		
						1級	2級	3級
小 浜 市	218	231	226	226	240	9	185	46
高 浜 町	60	60	64	66	66	3	50	13
おおい町	50	50	47	53	57	3	37	17
若 狭 町*	98	99	96	104	108	4	82	22
管 内	426	440	433	449	471	19	354	98
県 内	7,063	7,287	7,774	8,151	8,655	334	6,105	2,216

*旧三方町を含む。

(福井県障がい福祉課資料より)

2 精神保健福祉相談

管内における精神障がい者の通報は、令和5年度は7件であった。(表4)

相談内容は認知症、依存症(アルコール・ギャンブル・薬物)、思春期、心の健康づくり等様々である。また、医療中断者の病状悪化に伴う緊急性の高いもの、家庭内暴力や周囲への迷惑行為の問題、ひきこもり等解決困難な相談もある。本人家族だけでなく、関係機関の支援者からの相談もあった。(表5)

表4 管内精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況および措置状況 (単位:件)

区分 年度	申請者の通報件数							緊急措置 (再)	処 理 状 況				
	一般 22条	警察官 23条	検察官 24条	保護観 察所長 25条	矯正施 設所長 26条	病 院 管理者 26-2条	計		鑑 定 実 施				調 査 の み
									要措置	不 要 措 置			
										入院医療	通院医療	一次診察のみ実施	
R元	-	4	-	-	1	-	5	-	-	-	-	4	1
R2	-	6	1	-	2	-	9	-	1	-	-	5	3
R3	-	9	-	-	-	-	9	2	5	-	-	1	3
R4	-	7	1	-	1	-	9	-	4	-	-	3	2
R5	-	5	1	-	1	-	7	-	1	-	-	3	3

表5 精神保健福祉相談・訪問指導状況(令和5年度)

(単位:件)

		老 人	社会復帰	アルコール	薬物・ギャンブル	思春期	心の健康	その他	合 計
定例精神相談 (専門医による)	所内	1 (1)		1 (1)			8 (8)	6 (5)	16 (15)
	所外								0 (0)
面接相談			2 1				14 (9)	1 (1)	17 (11)
訪 問		11 (1)	5 (1)	5 (1)			10 (4)	1 (1)	32 (8)
電 話		17 (16)	9 (6)		1 (1)		31 (26)	18 (16)	76 (65)
関係機関との 連絡調整		9 (5)	16 (3)				19 (10)	7 (4)	51 (22)

延べ人数
(実人数)

3 ひきこもり対策

令和2年4月から当センター内に、福井県総合福祉相談所ホッとサポートふくいが運営する「福井県ひきこもり地域支援センター嶺南サテライト」が開設された。管内のひきこもりに関する相談については、ひきこもり支援コーディネーターと連携し対応している。

4 ネットワーク体制の整備

精神障がい者等が、地域でより良いサービスが受けられ安心して生活できるよう、ケース検討会や精神保健福祉連絡会、自立支援協議会等で関係機関の連携を強化するとともに地域の支援体制について検討している。

令和3年度からは、「地域生活中心」という理念のもと、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、社会参加、住まい等包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議会を開催している。(表6)

表6 令和5年度『若狭地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会』開催状況

回	開催日	内容	参加数
第1回	令和5年6月22日(木) 14:00～16:00	・講義：「精神保健福祉法改正内容を地域の支援体制づくりにどう活用するか?を考えていくために」 講師：福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科准教授 岡田隆志氏 ・グループワーク：退院支援を進めるために関係機関と連携してできること	27名
第2回	令和5年12月6日(水) 13:30～15:30	・マッチングシートを活用した各機関プレゼンテーション ・結果報告	12名

5 自殺対策

我が国においては、自殺による死亡者数が高い水準で推移していることから、平成18年「自殺対策基本法」が施行され、自殺の防止および自殺者の親族等への支援の充実等を図るなど自殺対策を総合的に推進している。

<福井県の取組み>

自殺対策緊急強化特別事業は、①地域における気づき力の強化、②相談しやすい体制の充実、③命をつなぐ民間団体との活動支援、を対策の柱として平成21年度から様々な事業を展開している。

(1) 管内の状況

令和5年は県内、管内ともに自殺死亡数が減少した。(表7)

(表 7) 管内および県内の自殺死亡者数の推移

市町名	年	R 元	R2	R3	R4	R5
小 浜 市		5	5	8	3	4
高 浜 町		1	0	0	1	0
おおい町		0	1	3	2	1
若 狭 町*		3	3	4	4	2
管 内		9	9	15	10	7
県 内		113	126	128	114	99

*旧三方町を含む。

(警察庁自殺統計(自殺日・住居地)より)

(2) 若狭地域自殺対策連絡協議会

管内では、平成 22 年度から関係機関が連携・協力体制を構築し、自殺対策に主体的に取り組む地域基盤づくりを目的とした若狭地域自殺対策連絡協議会を設置した。

○構成機関(36 機関)

分 野	機 関
医 療	杉田玄白記念公立小浜病院、医療法人嶺南こころの病院、小浜医師会
司 法	小浜ひまわり基金法律事務所、福井県司法書士会
警 察	小浜警察署
消 防	若狭消防本部
金融機関	福井銀行小浜支店、福邦銀行小浜支店、小浜信用金庫、北陸労働金庫小浜支店、JA 若狭
労 働	敦賀労働基準監督署、福井産業保健総合支援センター、小浜公共職業安定所、小浜商工会議所、高浜町商工会、おおい町商工会、わかさ東商工会
福 祉	小浜市社会福祉協議会、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、若狭町社会福祉協議会、若狭つくし会、ふくい若者サポートステーションサテライト、若狭ものづくり美学舎
教 育	県立若狭高等学校、県立若狭東高等学校、青池学園高等学校、
行 政	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町、嶺南消費生活センター、福井県総合福祉相談所、嶺南振興局若狭健康福祉センター(事務局)

①会議の開催

管内の自殺者数の減少に向け、協議会の構成機関と連携し取り組みを進めている。

表 8 令和 5 年度『若狭地域自殺対策連絡協議会』会議実績

開催日	内容	参加数
令和 5 年 12 月 20 日(水) 15:00~17:00	・自殺の現状および自殺対策計画について ・協議会の活動と取り組みについて	21 名

②普及啓発

- ・悩みごと相談会のチラシを作成・配布
9 月、3 月の相談会チラシの裏面に、『若狭地域における各機関の定例無料相談一覧』を掲載して関係機関に配布した。
- ・管内の公共施設、コンビニエンスストア等のトイレに「こころの相談カード」を設置し、悩みを抱える人に対して相談先を周知している。

③悩みごと総合相談会

- ・9 月の自殺予防週間、3 月の自殺予防月間に合わせて年 2 回実施した。(表 9)

表9 悩みごと総合相談会実施状況

日時	内容	参加実績	場所
令和5年9月23日(土) 13:00~16:00	○悩みごと何でも相談会 (相談内容) ・法律相談(借金、相続、離婚) ・精神相談(精神疾患、対人関係、ストレス、発達障害、依存症等) ・介護、子育て、ひきこもり等相談 ・就労相談(生活困窮、自立生活)	4件	若狭健康福祉センター
令和6年3月17日(日) 13:00~16:00	同上	9件	若狭健康福祉センター

④若者のための臨床心理士相談会

悩みを抱える生徒、保護者の問題解決や環境を整えることができるよう、令和元年度から「生徒、保護者、教員のための臨床心理士による相談会」を開催している。

第5章 母子保健

ポイント

- ・育児不安解消サポート事業では、妊婦・就学前の子どもをもつ母、父、家族の育児不安やメンタル不調の改善をはかるため、精神科医師や臨床心理士等による個別相談を実施している。令和5年度は年間7回開催した。
- ・自治体で母子保健業務の経験が豊富な保健師OBを母子保健スーパーバイザーとして配置し、市町支援を強化した。

1 医療給付

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

治療が長期にわたり医療費も高額となることから、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療給付を行っている。疾病別の状況は、内分泌疾患によるものが最も多く、次いで慢性心疾患となっている。(表1)

表1 小児慢性特定疾患給付件数 (単位:件)

種別	年度					R5				
	R元	R2	R3	R4	合計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	
悪性新生物	3(3)	3(3)	7(3)	6(6)	6(4)	3(3)	2(1)	-	1(0)	
慢性腎疾患	5(4)	5(4)	4(3)	5(4)	5(5)	2(2)	2(2)	-	1(1)	
慢性呼吸器疾患	2(1)	2(2)	1(1)	1(1)	-	-	-	-	-	
慢性心疾患	10(9)	10(10)	10(10)	10(10)	9(9)	5(5)	-	2(2)	2(2)	
内分泌疾患	19(16)	19(17)	14(14)	13(13)	12(11)	7(6)	2(2)	-	3(3)	
膠原病	1(1)	3(1)	2(2)	3(2)	4(4)	2(2)	1(1)	1(1)	-	
糖尿病	2(2)	3(2)	4(3)	4(4)	3(3)	2(2)	1(1)	-	-	
先天性代謝異常	-	-	-	1(0)	1(1)	-	-	1(1)	-	
血友病等 血液・免疫疾患	1(1)	1(1)	1(1)	2(1)	3(2)	1(1)	2(1)	-	-	
神経・筋疾患	4(4)	6(4)	6(6)	6(6)	6(6)	4(4)	1(1)	-	1(1)	
慢性消化器疾患	3(1)	4(3)	4(4)	5(4)	5(5)	3(3)	-	1(1)	1(1)	
染色体又は遺伝子 変化伴う症候群	-	1	2(1)	3(2)	2(2)	2(2)	-	-	-	
皮膚疾患群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	50(42)	57(47)	55(48)	59(53)	56(52)	31(30)	11(9)	5(5)	9(8)	

※ () 内は前年度より継続して給付を受けた者(内数)

(2) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療は、令和4年4月1日より保険適用となった。県では、令和4年10月5日に助成制度を改正し(令和4年4月1日以降に終了した特定不妊治療から適用)、保険適用となる特定不妊治療(先進医療を組み合わせる場合も含む)、国で審議中の技術と組み合わせる特定不妊治療、保険適用の回数が終了した後の特定不妊治療に対して、1回あたりの自己負担額が6万円を超えないように助成を行った。また、令和4年度は保険適用の経過措置として年度をまたぐ自費診療に対しても助成を行った。(国経過措置)(表2)

表2 特定不妊治療費助成件数（延べ）

【保険適用前】 (単位:人)

回数別	年度	R元	R2	R3
1回目		32	14	34
2回目		21	14	17
3回目		12	15	7
4回目		11	9	5
5回目		8	8	3
6回目		7	7	3
7回目以降		27	4	10
男性不妊治療		1	-	1
合計		119	71	80

【保険適用後】 (単位:人)

回数別	年度	R4	R5
国経過措置		10	-
保険診療で実施		16	28
先進医療および組み合わせ わせて保険診療で実施		25	37
国で審議中の技術等と 組み合わせで実施		0	1
保険適用回数終了後		2	1
男性不妊治療		1	1
合計		54	68

2 人工妊娠中絶

管内医療機関から報告された人工妊娠中絶の件数を取りまとめ、国へ報告。(表3)

表3 年代別人工妊娠中絶数 (単位:人)

年齢別	年度	R元	R2	R3	R4	R5
15歳未満		-	-	-	-	-
15歳		-	-	-	-	-
16歳		-	-	-	-	-
17歳		-	-	-	-	-
18歳		-	-	1	-	1
19歳		1	1	-	1	-
20～29歳		2	3	4	4	2
30～39歳		3	3	2	1	3
40～49歳		2	2	2	1	1
合計		8	9	9	7	7

3 母子保健相談実施状況

妊産婦、新生児、乳幼児の訪問指導は各市町の保健師等が行っている。(表4)
平成25年度から母子保健法の一部改正に伴い、未熟児の訪問指導も市町に権限移譲された。
当センターは、小児慢性特定疾病や育児不安解消サポート事業の対象者で支援が必要と考えられる場合、保健師が相談対応や家庭訪問を行っている。(表5)

表4 令和5年度市町別対象別母子訪問活動 (単位:人)

種別	妊婦		産婦		新生児 (未熟児除く)		未熟児または 低出生体重児		乳児		幼児		その他	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
小浜市	9	17	160	160	10	10	14	14	151	164	114	149	14	33
高浜町	52	53	67	70	19	19	4	5	44	45	29	32	0	0
おおい町	0	0	31	37	1	1	5	5	31	36	1	1	3	11
若狭町*	12	12	71	77	14	4	1	1	71	84	6	6	0	0
合計	73	82	329	344	44	34	24	25	297	329	150	188	17	44

*旧三方町を含む。

表 5 令和 5 年度長期療養児・障がい児相談状況（若狭健康福祉センター）（単位：人）

実 人 員	相談								訪問		電 話 相 談 (延 人 員)
	延人員								実 人 員	延 人 員	
	申請等	医療	家庭 看護	福祉 制度	就学	食 事 ・ 栄 養	歯科	その他			
58	58	0	0	0	0	0	0	0	4	7	15

4 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障がいや発育不良などの症状をきたすが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障がいを予防することが可能である。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施している。

管内の令和 5 年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は 0 件であった。（表 6）

表 6 先天性代謝異常等検査（単位：件）

年度		R 元	R2	R3	R4	R5
要精密検査者		1	-	1	-	-
要 精 密 検 査 結 果	要治療	1	-	-	-	-
	経過観察	-	-	1	-	-
	異常なし	-	-	-	-	-

5 育児不安解消サポート事業（“かるがも”のお部屋）

育児不安や育児ストレスを抱え、児童虐待に発展する恐れのある家庭の保護者に対し、助言・指導を行い、その未然防止を図る目的で毎月実施している。対象者は妊娠中または就学前児童を育てる父、母やその家族で、育児ストレス、育児不安が強い方、または親子関係、家族関係、対人関係等に悩んでいる方である。保護者に対しては精神科医、臨床心理士による個別相談を実施、子どもには保育士、家庭相談員等が関わり遊びや保育を通じて行動や感情表現等の観察を実施し、今後の方針を検討している。現在の利用者は複雑な育児不安を持ったケースや家族関係に悩むケースなど様々で、精神科医や臨床心理士による個別相談の利用も多い。

令和 5 年度の育児不安解消サポート事業への保護者の参加実人数は 9 人、参加延人数は 10 人であった。（表 7）

表 7 育児不安解消サポート事業参加状況（単位：人）

種別		年度	R 元	R2	R3	R4	R5
保護者	実人数		30	9	7	6	9
	延人数		65	16	17	7	10
子ども	実人数		35	3	5	4	8
	延人数		76	6	9	4	9

6 母子保健支援事業

近年、産後うつ等の専門的な支援が必要な妊産婦が増加し、母子保健に対するニーズも多様化・高度化している。そこで、母子保健スーパーバイザーを配置し、母子保健の専門的な技術伝承や困難事例の対応指導を行うことにより、市町および県の母子保健人材を育成し、母子保健サービスの水準向上を図っている。また、保健・医療・福祉等の地域の関係機関が相互の業務について理解を深め、支援を必要とする妊産婦およびその家庭に効果的な支援が提供できる体制整備を行っている。

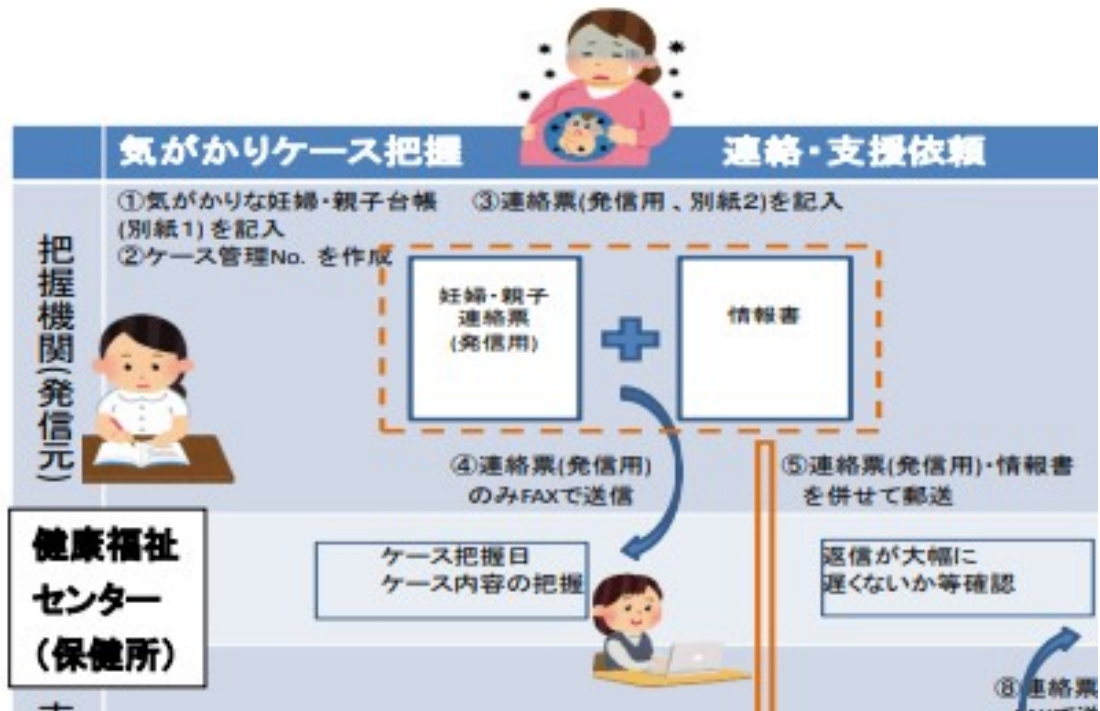
令和5年度は、市町の母子保健分野と医療機関（産科・精神科）等が互いの理解を深め、連携した支援をするため、連携会議を開催した。（表8）

表8 母子保健連絡会実施状況

開催日	内容	参加者
令和5年 5月31日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健支援事業について 気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システムについて 情報交換 	19名 杉田玄白記念公立小浜病院（産科・精神科）、小浜助産師会うぶごえ、管内各市町母子保健担当保健師、県こども未来課母子ケアグループ、若狭健康福祉センター

7 福井県気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム

平成29年7月から、県内全域において気がかりな妊婦・親子を関係機関が早期に把握し、連携することを目的に「妊婦・親子連絡票」を用いた連携システムを開始した。（表9）



(表9) 令和5年度 管内妊婦・親子連絡票発信・返信件数

発信数(件)	返信数(件)
39	22

8 市町における母子保健事業

(1) 1歳6ヵ月児健康診査

令和5年度1歳6ヵ月児健診では、対象者417人中受診者は413人で受診率は99.0%であった。(表10)

表10 令和5年度1歳6ヵ月児健康診査受診者数 (単位:人)

	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町*	管内
対象者数	210	72	61	74	417
受診者数	207	71	61	74	413
受診率(%)	98.6	98.6	100	100	99.0
異常なし	109	46	45	38	238
要経過観察	74	21	15	34	144
要治療	7	0	0	0	7
要精密検査	10	1	1	2	14
精密検査受診者数	7	1	1	2	11

*旧三方町を含む

(2) 3歳児健康診査

令和5年度3歳児健診では、対象者453人中受診者は448人で受診率は98.9%であった。(表11)

表11 令和5年度3歳児健康診査受診者数 (単位:人)

	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町*	管内
対象者数	217	73	68	95	453
受診者数	212	73	68	95	448
受診率(%)	97.7	100	100	100	98.9
異常なし	115	37	38	25	215
要経過観察	56	9	21	33	119
要治療	8	0	2	0	10
要精密検査	32	19	6	28	85
精密検査受診者数	28	12	4	26	70

*旧三方町を含む。

第6章 健康増進

ポイント

- ・食環境整備の一環として「ふくい 100 彩ごはん」の取組みや管内市町と連携して減塩対策を行っている。
- ・国民健康保険加入者のうち禁煙希望者に対して、医療機関および薬局と連携した禁煙支援を推進している。

1 健康づくりの推進

「健康日本 21（第三次）」や「第5次元気な福井の健康づくり応援計画（令和6年3月改訂）」を推進するために、当センターは、食環境の整備や栄養や運動等の生活習慣改善の推進を行っている。

（1）食環境整備

飲食店およびスーパー等を対象に本県の豊富な食材・特産品を活かし、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったメニューを募集し、県が定めた認証条件に該当したメニューを「ふくい 100 彩ごはん」として認証した。認証メニューは、県のホームページおよび SNS（YouTube）に掲載し、外食・中食（調理されたものを持ち帰り家で食べること）、配食サービス利用時に健康に配慮した食事ができる食環境整備に努めた。（表1）

さらに、県内全域で高血圧が健康課題であることや、管内市町は県と比較して、虚血性心疾患の SMR（標準化死亡比）*が高い現状から、高血圧症の要因の一つである減塩対策を、管内市町と連携して行い、心血管疾患による死亡者数の減少や健康寿命の延伸を図っている。令和5年度はスーパーと連携して減塩商品にステッカーを設置し、住民に対する減塩商品の利用促進に関する取組みを行った。

※SMR（標準化死亡比）：人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標のこと

表1 令和5年度 若狭管内の「ふくい 100 彩ごはん」認証店舗数

	定食・弁当	惣菜	配食サービス	社員食堂	合計数
店舗数	5	13	4	4	26

（2）食品表示の適正化（健康の増進に関する表示）

食品の表示は複数の法で規定されているが、健康の増進に関する表示は、主に食品表示法と健康増進法で定められている。食品表示法では栄養成分表示について、健康増進法では健康効果に関する虚偽誇大表示の禁止について規定している。当所では、住民からの通報や調査で発覚した不適正な表示や広告に対する指導および食品関連事業者等からの相談に応じている。（表2）

表2 令和5年度 管内における食品表示に関する指導・相談状況

区分	指導・相談件数
栄養成分表示（食品表示法）	6
健康保持増進の虚偽誇大広告（健康増進法）	1

（3）食生活改善推進員による活動

本県における食生活改善推進員は福井県食生活改善推進員連絡協議会（以下、福食連）に加入し、地域でのボランティア活動を通じた栄養改善を行っている。当管内においては1

市3町で福食連若狭支部を構成しているが、小浜市以外の3町は福食連を休会しているため、小浜市における活動状況を下記に示す。(表3)

表3 令和5年度 福食連若狭支部 活動状況

推進員数	区分	子どもの健康、食生活	若者・働き世代の健康・食生活	高齢者の健康・食生活	その他	総数
164	延べ回数	158	199	462	112	931
	延べ人数	1,248	2,064	1,159	1,956	6,427

※日本食生活協会・福井県食生活改善推進員連絡協議会の活動状況

(4) 運動習慣の推進

主に働き世代が運動に気軽に取り組み、1日の歩行数を1,000歩増やすことを目的に、「スニーカービズ」(歩きやすい靴で通勤・勤務を行うこと)を推進した。

2 がん対策

「がん対策基本法」が平成19年4月から施行され、同法に基づき「がん対策推進基本計画」が策定された。福井県では、がん予防・検診・治療日本一を目指し「第4次福井県がん対策推進計画」(令和6年3月策定)により、「健康長寿ふくい」の実現に向けてがん対策を総合的に推進している。

(1) がん検診受診率

がん検診は、がんを早期発見し適切な治療を行うことで、がん死亡者数を減少させることができる確実な方法であり、現在、市町および職域において実施している。管内の市町が実施している検診受診率は下記のとおりである。(表4)

表4 市町が実施した70歳未満のがん検診受診率 (単位: %)

種別 年度 市町名	胃がん		肺がん		大腸がん		子宮頸がん		乳がん	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
小浜市	13.9	13.1	21.8	23.7	24.6	24.9	57.8	64.6	55.3	58.9
高浜町	67.9	64.8	91.5	92.1	108.9	109.4	124.5	117.9	122.1	117.4
おおい町	50.0	46.2	41.1	46.0	48.5	51.7	101.3	103.1	96.1	98.0
若狭町*	30.7	35.1	48.0	44.4	51.1	47.1	97.7	100.3	94.7	98.5

※本受診率は、国の示す市町推計対象を使用しているため、場合によっては100%を超える場合も有りうる。(がん検診を実施していない事業所の就業者が市町がん検診を受診している場合等)

※旧三方町を含む。

(参考) 受診率(胃・肺・大腸) = $\frac{1 \text{ 年間にがん検診を受診した70歳未満の人数(集団・個別)}}{\text{該当市町村の区域内に居住地を有する40歳以上70歳未満の男女}}$

受診率(乳・子宮) = $\frac{(\text{前年度70歳未満の受診者数} + \text{当年度70歳未満の受診者数} - \text{2年連続70歳未満の受診者数})}{\text{該当市町村の区域内に居住地を有する対象年齢の女性}}$

(乳40歳以上・子宮20歳以上70歳未満)

出典: 県保健予防課

(2) がん検診受診促進キャンペーン

がん検診普及啓発のため、福井県労働基準協会と連携して管内事業者に対してがん予防や健診受診について説明し、パンフレットを配布した。(表6)

表 6 令和 5 年度がん検診受診促進キャンペーン実施内容

実施日	場 所	内 容	参加数
6 月 7 日（水）	パレア若狭	令和 5 年度労働行政重点施策説明会	74 人
9 月 6 日（水）	パレア若狭	令和 5 年度全国安全衛生週間説明会	69 人

3 受動喫煙防止、禁煙支援対策

当センターでは、5 月 31 日の「世界禁煙デー」を中心とした「禁煙週間」に、ポスター掲示を行い、福井県労働基準協会と連携して管内事業者に対して受動喫煙防止を啓発している。また、市町の特定健診・特定保健指導を受診した禁煙に関心を持つ者に対して禁煙外来による禁煙治療や薬局での禁煙相談を促している。また、令和 4 年度は、後述の若狭地域・職域連携推進協議会の活動の一環として、管内の医療機関、薬局や市町等に禁煙ポスターや禁煙手帳を配布して、受動喫煙防止および禁煙支援活動の促進を図った。

4 若狭地域・職域連携推進協議会

地域保健と職域保健が共同して健康づくりを推進していくことを目的に平成 20 年度より健康課題の解決に向けた事業を実施した。令和元年度からは、改定健康増進法が施行されたことに伴い、受動喫煙防止や禁煙希望者に対する禁煙支援として、医療機関、調剤薬局や市町で構成する「若狭地域 禁煙支援協議会」を発足して体制整備を進めた。（表 7）（表 8）

表 7 若狭地域・職域連携推進協議会活動内容

年度	内 容
平成 20 年度～平成 24 年度	がん検診の機会提供やがん検診受診勧奨による受診率向上に向けた対策を検討した。
平成 25 年度～平成 30 年度	メタボリックシンドローム対策として食・運動習慣に関する目標を掲げ、参加機関がそれらの目標の達成に向けて m y 企画書を作成して、その内容を実践した。
令和元年度～	独自の紹介状様式を用いて、受動喫煙防止や禁煙希望者に対する禁煙支援を推進

表 8 令和 5 年度 若狭地域・職域連携推進協議会開催状況

開催日	内 容	参加者	
令和 6 年 3 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> 参加機関と紹介状を使用した禁煙支援事業の現状を共有し、今後の取組みに生かす。 減塩対策の現状を共有し、各機関が実施できる減塩対策を検討する 	22 名	禁煙外来医師、歯科医師、調剤薬局薬剤師、労働基準監督署、保険者、各市町商工会事務局長、事業所健康管理担当者、食品販売事業者、市町担当者

5 給食施設指導・支援、市町支援

(1) 給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して継続的に 1 回 100 食以上または 1 日 250 食以上の食事を提供する「特定給食施設」と、1 回 20 食以上または 1 日 50 食以上提供する「その他の給食施設」に対し、適切な栄養管理が実施されるように栄養士の配置や栄養管理に関する指導・助言を行っている。（表 8、9）

表 8 令和 5 年度給食施設数および栄養士・管理栄養士配置状況

施設別	区分	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもある施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもない施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
特定給食施設	学 校	3	3	1	1	1	2	3	11
	病 院			3	10	6			
	介護老人保健施設	1	2						
	介護医療院								
	老人福祉施設	2	3	1	1	1			
	児童福祉施設	1	1				3	4	4
	社会福祉施設								
	そ の 他								
計	7	9	5	12	8	5	7	15	
その他の給食施設	学 校	1	1						11
	病 院			1	1	1			0
	介護老人保健施設			2	2	3			0
	介護医療院	1	1						0
	老人福祉施設	1	1	3	5	3	3	4	11
	児童福祉施設	1	1				2	2	15
	社会福祉施設			1	2	3	2	2	3
	事 業 所								
	寄 宿 舎						0	0	1
	そ の 他	1	1				0	0	6
計	5	5	7	10	10	7	8	47	

(衛生行政報告例)

表 9 令和 5 年度 栄養管理に関する指導・助言件数

施設別	区分	施設数	個別指導		集団指導	指導・助言件数 (実数)
			巡回指導数	その他の相談件数		
学 校		29	25	0	0	25
病 院		4	4	0	4	4
介護老人保健施設		3	0	0	3	3
介護医療院		1	0	0	1	1
老人福祉施設		21	0	0	21	21
児童福祉施設		26	4	0	26	26
社会福祉施設		6	0	0	6	6
寄 宿 舎		0	0	0	0	0
そ の 他		7	0	0	7	7

(2) 給食施設および市町に対する支援

管内給食施設や市町の健康づくり担当者を対象に連絡会の開催や情報発信を行い、適切な栄養管理の実践に向けた支援や地域課題の解決に向けた施策の推進を行っている。

(表 10)

表 10 令和 5 年度 健康増進指導事業実施状況

実施月日	開催場所	目的	内容・講師名	参加者および参加者数	備考
7 月	—	給食施設における感染症対応の確認	給食施設における新型コロナウイルス感染症患者に関する調査 (Forms)	管内医療機関、老人福祉施設、社会福祉施設等 23 施設	
7 月～8 月	—	減塩対策	スーパー等における減塩商品の取扱い実態調査	スーパー、ドラッグストア 30 店舗中 13 店舗から回答	
7 月 11 日	若狭 HWC 大会議室		第 1 回健康づくり市町担当者連絡会	市町職員 6 名	
11 月 15 日			第 2 回健康づくり市町担当者連絡会		
R6 年 2 月、3 月	Teams		健康づくり市町担当者ミーティング	市町職員 10 名程度	
11 月下旬～2 月	スーパー等		スーパーでの減塩商品に対する POP 設置	実施店舗 スーパー 8 店舗	市町担当者と同行
1 月	メール、FAX 等	食環境整備	SNS (YouTube) によるふくい 100 彩ごはんの紹介	管内給食施設、市町、認証店舗 計 61 施設	
3 月	メール	管内施設に対して、給食施設における災害時食事提供に関する状況を共有する	災害時における食事提供に関する実態調査の報告	管内給食施設	

(3) 「食形態共有一覧表」による栄養管理情報共有の推進

患者および利用者の転院・転所・在宅移行時に栄養に関する情報共有を円滑に行うことを目的に、食形態共有ネットワーク事業の取り組みの一環として、平成 28 年度に管内 17 施設の摂食・嚥下に配慮した食事の情報をまとめた「食形態共有一覧表」を作成し、令和 5 年度末に第 6 版を発行した。

第7章 歯科保健

1 歯科保健対策の現状

国では、「生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそう」という8020（ハチマル・ニイマル）運動を提唱し、生涯を通じた歯および口腔の健康増進を推進している。

本県では、3歳以降就学前までにむし歯を持つ子どもが増えるため、「子どもの歯の健康プロジェクト」として、保育所・幼稚園・認定こども園の4、5歳児を対象にフッ化物洗口の実施を推奨している。また、妊産婦を対象に、（一社）福井県歯科医師会に委託して無料歯科健診を実施し、妊産婦から小児期における虫歯予防対策を行っている。

2 市町における歯科保健事業

住民に身近な市町において、生涯にわたる歯科保健事業が実施されている。（表1）

表1 令和5年度 歯科保健対策の現状

市町名 区分	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町
妊産婦	県の妊産婦歯科健診の周知	県の妊産婦歯科健診の周知 スマイルマルシェ	県の妊産婦歯科健診の周知	県の妊産婦歯科健診の周知
乳幼児	6ヵ月児健診 1歳児育児相談 1歳6ヵ月児健診 3歳児健診	6～7か月育児相談 1歳6ヵ月児健診 2歳親子歯科健診 3歳児健診	6～7ヵ月児（集団指導） 1歳6ヵ月児健診 2歳児健診 3歳児健診	7か月児育児教室 10か月児育児教室 12か月児育児教室 1歳6か月児健診 2歳児歯科健診 3歳児健診
学童期				
成人期	歯周病健診（40歳、50歳）	大人の歯科検診 （40歳、45歳、50歳、55歳、60歳）	おとなの無料歯科健診 （18歳以上）	歯周病検診（18歳以上）
高齢期 要介護者	一般介護予防事業 「ココカラ元気教室」 （口腔機能向上、摂食と嚥下機能の向上） ふれあいサロン（健口体操） 後期高齢者歯科健康診 査事業（福井県後期高齢 者医療広域連合実施）	大人の歯科検診 （65歳、70歳）	介護予防教室 （口腔指導） 老人クラブ健康相談 （相談） おとなの無料歯科健診	一般介護予防事業 口腔機能向上「お口の教 室」 後期高齢者歯科健康診 査事業（福井県後期高齢 者広域連合）
その他		広報たかはまにおける 啓発		子育て支援センターで 乳児を対象にした口腔 機能について学ぶ広場 開催 各保育所で保育士によ る歯磨き教室開催

□ 内は医療機関委託で実施。